（特定かき養殖業の基準）

第四十三条の三　令第五条第三項の農林水産省令で定める基準は、過去五年間における組合の組合員たる漁業協同組合及び当該漁業協同組合の組合員の養殖するかきの生産量のおおむね全量につき第五十二条の四に規定する資料の提供の協力が得られるものとして農林水産大臣が指定する漁業協同組合又は当該漁業協同組合の組合員であり、かつ、当該漁業協同組合及び当該漁業協同組合の組合員の養殖するかきの生産量の全量を当該漁業協同組合において把握できることが確実であると見込まれることとする。

（令第六条第二号の漁業の種類）

第四十三条の四　令第六条第二号の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一　令第五条第二項第一号に掲げる漁業については、次に掲げるとおりとする。

イ　まき網漁業（まき網を使用して営む漁業をいう。）

ロ　さんま棒受網漁業（棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業をいう。）

ハ　敷網漁業（敷網を使用して営む漁業（ロに掲げるものを除く。）をいう。）

ニ　船びき網漁業（船びき網を使用して営む漁業をいう。）

ホ　ほたて貝けた網漁業（けた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業をいう。）

ヘ　底びき網漁業（底びき網を使用して営む漁業（ホに掲げるものを除く。）をいう。）

ト　太平洋さけます流し網漁業（流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道桧山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものを除く。）をいう。）

チ　すけとうだら刺し網漁業（刺し網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業をいう。）

リ　刺し網漁業（刺し網を使用して営む漁業（ト及びチに掲げるものを除く。）をいう。）

ヌ　すけとうだらはえ縄漁業（はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業をいう。）

ル　ふぐあまだいはえ縄漁業（はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業をいう。）

ヲ　いか釣り漁業（釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。）

ワ　かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。）

カ　釣り漁業（はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業（ヌからワに掲げるものを除く。）をいう。）

ヨ　かにかご漁業（かごを使用してかにをとることを目的とする漁業をいう。）

タ　その他漁業（イからヨまで及びレに掲げる漁業以外の漁業をいう。）

レ　小型合併漁業（十トン未満の漁船によりイからタまでに掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業をいう。）

二　令第五条第二項第二号に掲げる漁業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小型定置漁業（漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業をいう。）

ロ　さけ定置漁業（漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業であつてさけをとることを目的とするものをいう。）

ハ　大型定置漁業（漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業（ロに掲げるものを除く。）をいう。）

（新設）

（新設）